

二十四 課税標準

改 正 後	改 正 前
(その他これに準ずる関係のある者の範囲) 20-2-10 <u>2-3-20</u>	(その他これに準ずる関係のある者の範囲) 20-2-10 <u>6-3-2</u>

二十五 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(外国法人の総資産価額等の計算) 20-3-7 外国法人につき法第37条《寄附金の損金不算入》の規定を準用する場合における令第188条第1項第8号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、次のことは次による。 (1) 同号に規定する「その外国法人の総資産の価額」は、当該事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了日の <u>対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値</u> （以下20-3-14までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）により換算した円換算額による。ただし、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに本店の決算が確定しないことが常態であると認められる場合には、当該事業年度の直前の事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている金額が当該事業年度の当該金額であるものとしてこれによることができる。 (2)	(外国法人の総資産価額等の計算) 20-3-7 外国法人につき法第37条《寄附金の損金不算入》の規定を準用する場合における令第188条第1項第8号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、次のことは次による。 (1) 同号に規定する「その外国法人の総資産の価額」は、当該事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了日の <u>電信売買相場の仲値</u> （13の2-1-7《取得時換算法》の(2)の口に定める電信売買相場の仲値をいう。以下20-3-14までにおいて同じ。）により換算した円換算額による。ただし、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに本店の決算が確定しないことが常態であると認められる場合には、当該事業年度の直前の事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている金額が当該事業年度の当該金額であるものとしてこれによることができる。 (2)
(損金の額に算入される貸倒損失等) 20-3-9 外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入する貸倒損失の額は、原則として当該外国法人の国内にある事業所等に属	(損金の額に算入される貸倒損失等) 20-3-9 外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される貸倒損失の額は、原則として当該外国法人の国内にある事業所等に属

属する金銭債権について生じたものに限るものとする。

外国法人の有する外貨建資産等（法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等をいう。）について生じた為替差損についても、同様とする。

(在日支店等の資産等の円換算)

20-3-1213の2-1-1から13の2-1-7まで及び13の2-1-9から13の2-2-19まで《外貨建取引等の換算等》
...

(注) 13の2-1-2の(注)の1及び2並びに13の2-2-5の(注)の1及び2は、
.....

(本店勘定の円換算)

20-3-1313の2-2-5

に属する金銭債権について生じたものに限るものとする。

外国法人の有する外貨建債権債務について生じた為替差損（換算差損を含む。）についても、同様とする。

(在日支店等の資産等の円換算)

20-3-1213の2-1-1から13の2-2-6まで及び13の2-2-8から13の2-2-11まで《外貨建債権債務等の換算等》
.....

(注) 13の2-1-7の(注)、13の2-1-8の(注)1及び13の2-2-1の(注)1は、
.....

(本店勘定の円換算)

20-3-1313の2-1-8

二十六 経過的取扱い

改	正	後	改	正	前
<p><u>(経過的取扱い(1)…金融商品会計等に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この通達による改正後の取扱いは、法人税法の一部を改正する法律（平成12年法律第14号。以下「改正法」という。）、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第145号。以下「改正政令」という。）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成12年大蔵省令第29号。以下「改正規則」という。）において特に定められているもの又は次に掲げる経過的取扱いを除き、平成12年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>					